



平成 29 年 3 月 31 日
内閣府（防災担当）

「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」 の公表について

平成 28 年熊本地震で明らかとなった課題等を踏まえ、昨年 10 月から「地方公共団体の受援体制に関する検討会」を設置して議論を進めていたところ、今般、「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」を策定しましたので、公表します。

なお、本ガイドラインについては、以下の内閣府（防災担当）のホームページから御覧下さい。ガイドラインの概要については、別添を御参照下さい。

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyoumukeizoku/index.html>

<本件問合せ先>

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（防災計画担当）付

参事官補佐 大山 直宏

主 査 狩谷 彰宏

主 査 小寺 裕之

電話：03-3501-6996

FAX：03-3581-7510

はじめに

「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策の在り方について（報告）」
（H28.12 中央防災会議 熊本WG）

受援を想定した体制整備について検討を進めるべきと提言

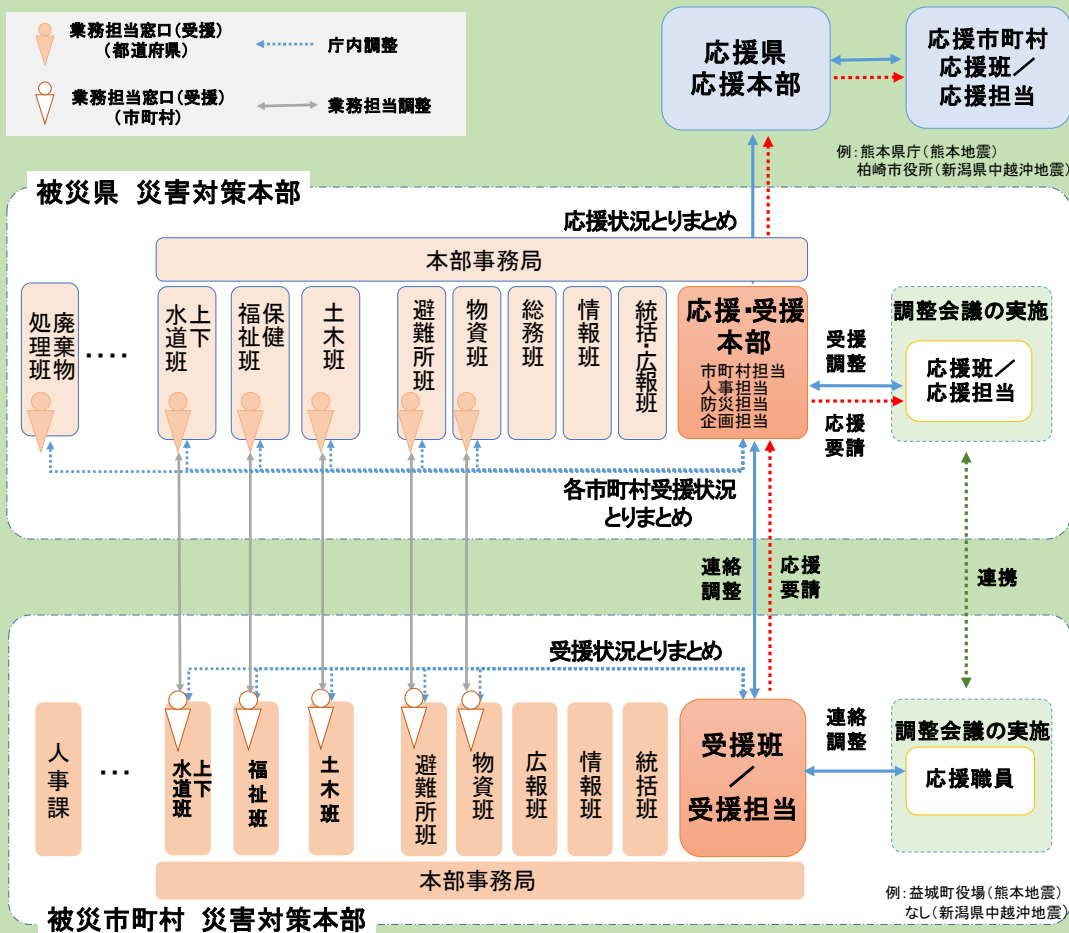
応援・受援の現状

- 人的・物的応援においては、様々な枠組みによる支援が存在し、**全体像の把握が難しい現状**がある
- 応援の受入れは、災害対策本部の各班・課の業務担当窓口が担っているため、**一元的把握に課題**がある
- 都道府県の**応援・受援体制がはっきりしない**
- 様々な応援の枠組みの中で**多種多様な業務が対象**となっており、**受援側が把握しきれていない**

応援・受援の体制（被災県・被災市町村）（応援県・応援市町村）

- **被災都道府県は**、災害対策本部内に「**応援・受援本部**」を、**被災市町村は**、災害対策本部内に「**受援班／受援担当**」を設置し、役割を明確化しておく
- **応援を送り出す県には**「**応援本部**」を、**市町村には**「**応援班／応援担当**」を設置し、役割を明確化しておく

【地方公共団体における応援受援の全体イメージ】



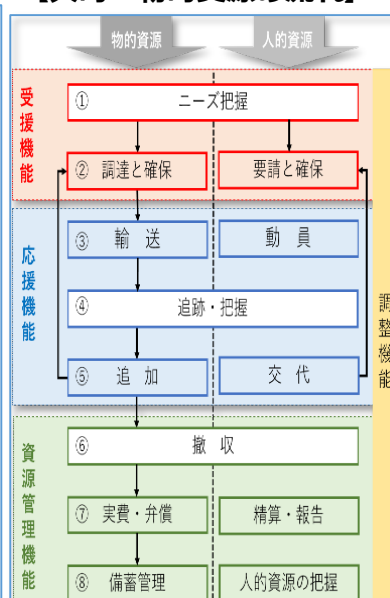
応援・受援に係る基礎知識

- 初動期、応急期、復旧・復興期の**各局面を踏まえた応援**を実施する
- 災害対応に**必要な資源を把握し、必要な資源を見積もる**ことを心がける
- **人的・物的資源の流れと応援側・受援側の役割を理解**しておく
- **人的・物的資源管理するために必要な情報を理解し帳票等を整備**しておく
- **応援受援の対象となる業務とその具体内容を明らかに**しておく
- **担当業務の支援だけでなく、業務の「マネジメント支援」も応援・受援の対象**と位置付ける

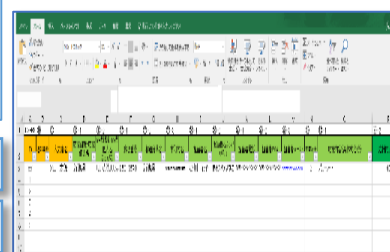
【地震対応時の主な業務と応援の関係】

被災自治体による主な対応	応援自治体による応援	国等による定型的な支援		
		初動期 (災害～3日程度)	応急期 (3日後～1週間)	復旧期 (1週間後～1ヶ月)
① 災害対策本部の運営	△ 災害対策本部設置・本部会議・記者会見	○ 国・県・市町村等の合同会議		
② 通信の確保	△ 情報通信の確保体制確保・孤立地区の通信手段の確保			
③ 被害情報の収集	△ 被害状況に関する情報収集・情報処理	○ 企業等の被害情報収集		
④ 災害情報の伝達	△ 地震(余震)情報・津波情報・避難勧告・復旧等の情報提供			
⑤ 応援・受援体制の整備	△ 受援調整班・担当の設置(被災市町村)・受援に関する状況把握、とりまとめ、資源の調達・管理 応援・受援本部の設置(被災県)・ニーズの把握・受援・応援に関する状況把握、資源の調達・管理 応援本部・班・担当の設置(応援県)・先遣隊の派遣、応援に係る資源管理、庁内調整等			
⑥ 広報活動	△ 住民への広報(避難勧告、避難所等)・応急対応状況の告知	○ 被災認定申請・被災証明発行に関する告知	○ イベント等の告知	
⑦ 救助・救急活動	○ 行方不明者の捜索、救出活動・避難所の設置・応急応援			
⑧ 避難所等、被災者の生活対策	○ 避難所開設・避難所受け入れ	○ 衛生環境の確保・エコノミクス体制の防止・避難所の環境整備		
⑨ 特別な配慮が必要な人への対策	○ 応援調整、必要な情報の提供・専門スタッフの確保	○ 生活支援体制の防止・被災者の心のケア・生活環境の防止		
⑩ 物資等の輸送、供給対策	○ 物資の確保・物資受け入れ体制の確保	○ 給食の確保、給食の要請確保		
⑪ ボランティアとの連携・協働	○ ボランティア受け入れ体制の確保	○ 被災認定申請・被災証明発行に関する告知	○ ボランティアによる応援	
⑫ 公共インフラ被害の応急措置等	○ インフラの被害、応急復旧等の実施・インフラの維持・応急復旧等の実施			
⑬ 建物、宅地等の応急危険度判定	○ 応急危険度判定士の派遣	○ 応急危険度判定の実施		
⑭ 被害認定調査、罹災証明の交付等	○ 被災認定申請の受付	○ 被災認定申請の実施、罹災証明の交付		
⑮ 仮設住宅	○ 仮設住宅必要戸数の算定	○ 仮設住宅用地の決定・仮設住宅の配分・入居確認	○ 「みなし罹災」の交付	
⑯ 生活再建支援	○ 再建支援の提供	○ 自助的再建支援の提供	○ 生活再建支援の提供	
⑰ 災害廃棄物処理	○ 廃棄物処理場の確保	○ 廃棄物の収集・運搬	○ 廃棄物の処理	

【人的・物的資源の流れ】



【資源管理帳票（エクセル）】



【業務例1】 応援職員が実施する**避難所運営支援業務**の具体業務

【業務例2】 応援職員が実施する**住家被害認定調査業務**の具体業務

平時からの取組

- 地方公共団体は、**応援・受援計画等の策定に取り組む**
- 「どの業務」に「どのような人的・物的資源が必要か」を資源管理表に整理しておく
- **研修や図上訓練等の実施により、応援・受援の実効性を高めておく**とともに相互に顔の見える関係を構築しておく

海外からの支援に対する基本的な考え方

- 国からの照会に基づき、必要があれば**国に支援を要請**を行う

【受援体制の整備とは】

